

2020年5月27日

関西学院高等部
生徒・保護者の皆様

関西学院高等部
部長 枝川 豊

新型コロナウイルス感染拡大防止のための休校措置後の予定について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う長期に及ぶ休校措置やオンライン授業へのご理解とご協力に改めて感謝申し上げます。

兵庫県では5月21日に緊急事態宣言が解除され、先日お知らせいたしましたように、本日は1年生のみではありますが登校日といたしました。各府県より休校措置の解除に伴い、6月1日からの学校再開が宣言されておりますが、高等部での今後の予定をお知らせいたします。

関西学院では5月22日に文部科学省から示された「学校の新しい生活様式(別紙参照)」を踏まえると、兵庫県はレベル2地域に相当すると判断しております。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、依然感染の可能性が残る中で、広範囲から長時間をかけて登校する生徒が多いくること、「三密」状態を避ける環境の中で授業をするためには、1,100人を超える生徒数の高等部においては、クラスと学年の分散型にせざるを得ず、現在のオンライン授業よりも授業回数的大幅に減ること、クラスが担任のもとで一つにまとまった状態を作れないこと、さらに感染の第2波も言われるところから、当面2週間は以下のようにオンライン授業の継続と学年ごとに半日の登校日を設定いたします。

そして、6月第3週以降については、緊急事態宣言の解除後の感染状況を見ながら見直しをして、何らかの形での学校の再開に向けたいと考えております。

<6月1日(月)から13日(土)までの期間>

1. これまでのように月曜・火曜・木曜・金曜はオンライン授業

ただし、HRは登校日に実施するなど、若干の時間割変更を加える

2. 登校日:水曜日午前・午後、土曜日午前 ※詳細は各学年より連絡があります

6月3日(水) 午前:3年・午後:2年

6日(土) 午前:1年

10日(水) 午前:1年・午後:3年

13日(土) 午前:2年

➤各学年前半 A~E 組グループと後半 F~I 組グループに分け各グループ最大1.5時間とする

➤基本的に登校日には授業を実施しないでHRなどを実施

➤HRとしての時間は1クラス1教室を基本とする(三密を避けることのできる場所を確保)

なお、登校にあたっては以下の点について守っていただくよう、お願いいたします。

- ・登校前の検温、体調チェック（生徒本人と同居のご家族の体温が37℃以上、体調不良の時は登校を控えてください。出席停止となり欠席とはなりません。）
- ・登下校時や学校においては常時マスクの着用
- ・登校時や授業終了時の手洗いの励行
- ・その他保健衛生面は、別紙の「ほけんだより」をよく読んでください。
- ・登下校時の注意点については、別途生徒部から配信される注意をよく読んでください。
- ・また、生徒・保護者の方で、登校に不安を抱える場合は学校にご連絡ください。

すでにお知らせしておりますように中間試験は実施しておりませんが、いくつかの科目につきましてはオンライン授業の内容からの確認テストを実施いたします（日程は別途通知）。期末試験は祝日ではありますが7月23日から開始し26日の日曜日を除いた29日までを予定しております。1学期の成績表は夏休みに郵送にてお渡しする予定です。ただし、今後の授業時間数によっては日程変更が加わり、夏休みの期間についても変更する可能性がありますことをご理解いただくようお願いいたします。

生徒の皆さんには、前年度から3か月におよぶ休校期間を本当によく耐えて、ようやく登校できる環境が整いつつあるところですが、本来の通常授業再開まではもう少し我慢の時をもってもらうようお願いいたします。

生徒・保護者の皆様のご健康と、全校生徒が、礼拝堂に一堂に集える日が早く来ることができると共に祈りたいと思います。

文部科学省による「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」
～「学校の新しい生活様式」～（2020.5.22 Ver.1）より抜粋

P.6 ●学校再開に向けた基準：生徒数や通学圏、下校後の行動範囲等も踏まえての判断が求められます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（児童生徒等、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況により判断することが重要です¹。

P.9 ●各レベルによる行動基準：兵庫県はレベル2に相当すると判断しております。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること	十分な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

P.14 ●基本的な感染症対策の実施：レベル2地域は、同居のご家族にも健康確認が求められます。

(1) 感染源を絶つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

P.23 ●集団感染のリスクへの対応：大規模教室を利用することで、1クラス全員の身体的距離を確保します。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域であっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル3及びレベル2の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ります。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。